明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（**財務**五四）　一

〔告　示〕

○無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を定める件の一部を改正する件（**総務**三六六）　一

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**三一六）　二

○戸籍の一部が滅失した件（**同**三一七）　二

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件（**同**三一八～三二〇）　三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件（**同**三二一～三二六）　三

○国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（**財務**二四六）　三

○健康保険の事務の一部を行わせる地域として指定した件の一部を改正する件（**社会保険庁**一六）　三

○個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体を認定した件（**経済産業**二三四）　三

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**七一三～七一六）　四

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**同**七一七、七一八）　四

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**二〇二、二〇三）　四

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一二六～一二九）　五

○道路に関する件（**関東地方整備局**二六〇）　五

○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の件（**中部地方整備局**八六～九二）　六

○道路に関する件（**中国地方整備局**七七）　六

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**九四）　七

○都市計画に関する件（**北海道開発局**八〇）　七

〔国会事項〕

国家試験　八

介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　八

介護福祉士試験委員の公告（同）　八

〔資　料〕

閣議決定等事項　二

〔公　告〕

諸事項　二

官庁

有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、国営香川用水土地改良事業計画の公告、公示送達関係　三

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

特殊法人等

教育職員免許状失効関係　二九

会社その他

〔人事異動〕

内閣府　公正取引委員会　外務省　農林水産省　七

〔官庁報告〕

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告（法務省）　八

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について（国土交通省）　八

省　令

○財務省令第五十四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条の五第一項の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十日

財務大臣　与謝野　馨

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三に次の一号を加える。

九　顧客区分管理信託（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十三条の二第一項に規定する顧客区分管理信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定

附　則

この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百六十六号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十八条第一項の規定に基づき、昭和三十四年郵政省告示第五百九号（無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十日

総務大臣　佐藤　勉

第一項を次のように改める。

一　次に掲げる放送を行わない時間の全部について、同一の免許人に属し、かつ、同一の種類の放送を行う一の放送局の放送番組を同時に中継する放送（以下「同時中継放送」という。）を行う放送局

ア　標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。）によるものに限る。）に係る放送局の廃止又は放送の休止に関する告知を行う放送（以下「告知放送」という。）